

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会決裁規程

平成18年7月19日

規程第39号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会の会長の職務権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 専決 会長又は会長の権限の受任者の権限に属する事務を常時その者に代わって決裁することをいう。
- (2) 代決 会長、会長の権限の受任者又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が決裁すべき事務を決裁責任者が不在のとき又は事故あるときもしくは欠けたとき（以下「不在」という。）一時決裁責任者に代って決裁することをいう。

(事務の代決)

第3条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指定した順位によって副会長がその事務を代決することができる。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、常務理事がその事務を代決することができる。
- 3 常務理事が不在のときは、事務局長が常務理事の権限に属する事務を代決することができる。
- 4 事務局長が不在のときは、次長が事務局長の権限に属する事務を代行することができる。

(代決の権限)

第4条 前条の代決は、急施を要するもの（特に重要又は異例と認められるものを除く。）又はあらかじめ決裁責任者の指示を受けたものに限る。

(後閲等)

第5条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁責任者へ報告し、又は後閲を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。

(会長の決裁事項)

第6条 会長は次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 理事会及び評議員会の招集
- (2) 理事会及び評議員会に付議する事項の決定又は協議を要する事項の決定
- (3) 副会長及び理事の会長代理順位の指定
- (4) 常務理事の指定
- (5) 評議員の委嘱
- (6) 顧問の委嘱及び顧問への諮問
- (7) 各種委員会への諮問
- (8) 重要な資産の管理方法及び処分決定
- (9) 規程、施行細則等の制定及び改廃
- (10) 借入金の決定
- (11) 職員の任免、懲戒及び賞罰

- (12) 副会長及び常務理事の旅行命令
- (13) 理事、監事及び評議員の県外旅行命令（日帰りの県外旅行命令を除く）
- (14) 特に重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答
- (15) 職員の給与、昇給、昇格等の決定
- (16) 訴訟その他争訟に関する決定
- (17) その他重要若しくは異例又は疑義ある決定事項
（常務理事の専決事項）

第7条 常務理事は、次の各号に掲げる事項を専決する。

- (1) 役員（会長、副会長を除く）、評議員の県内旅行命令及び日帰りの県外旅行命令並びに事務局長の旅行命令
- (2) 重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答
- (3) 1件の金額が100万円以上の収入命令
- (4) 1件の金額が50万円未満の寄付の採納
- (5) 50万円未満の予備費の充当及び予算の流用
- (6) 1件の金額が50万円未満の予算の執行及び契約の締結
- (7) 1件の帳簿価格が50万円未満の固定資産の除却及び処分
- (8) 1件の金額が50万円未満の支出命令
- (9) 臨時職員の任免
- (10) 前各号に準ずる事項の決定
（事務局長の専決事項）

第8条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決する。

- (1) 事業計画の執行
- (2) 職員の旅行命令及び復命の受理
- (3) 職員の有給休暇の承認
- (4) 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令
- (5) 職員の扶養親族の認定
- (6) 職員の住居手当及び通勤手当に関する確認及び決定
- (7) その他就業規程に定める諸届の受理
- (8) 職員の事務分担の決定
- (9) 通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答
- (10) 1件の金額が100万円未満の収入命令
- (11) 1件の金額が20万円未満の寄付の採納
- (12) 20万円未満の予備費の充当及び予算の流用
- (13) 1件の金額が20万円未満の予算の執行及び契約の締結
- (14) 1件の帳簿価格が20万円未満の固定資産の除去及び処分
- (15) 1件の金額が20万円未満の支出命令
- (16) 人件費の支出の決定
- (17) 建物及び物品の維持管理
- (18) 現金、有償証券及び担保物件の出納保管
- (19) 各種委員会等の開催通知及び決定事項の執行

(20) 前各号に準ずる事項の決定

(支所長の専決事項)

第9条 支所長は、次の各号に掲げる事項を専決する。

- (1) 職員の旅行命令及び復命の受理
- (2) 職員の有給休暇の承認
- (3) 職員の時間外勤務，休日勤務及び夜間勤務の命令
- (4) 1件の金額が10万円未満の収入命令
- (5) 1件の金額が10万円未満の支出命令
- (6) 建物及び物品の維持管理
- (7) 各種委員会等の開催通知及び決定事項の執行
- (8) 前各号に準ずる事項の決定

(専決の制限)

第10条 前3条の規定にかかわらず，特命のあった事項，重要もしくは異例と認められる事項，新規な事項又は疑義のある事項については，上司の決裁を受けなければならない。

(その他)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成18年7月19日から施行する。